

農業経営発展計画制度のご案内

生産体制の強化を図り
取引量を増やしたい

国産原材料の安定調達に不安がある

設備投資のために
資金調達したいが
借金はできない

連携する農業法人の
経営管理能力の向上のため、
自社の経営ノウハウを提供したい

安定的な販路の確保で
経営の安定・発展を図りたい

規模を拡大したいが
経営・雇用管理が難しい

取引関係を
より強化するため
経営に参加したい

資本提供してもいいので
生産量を増やしてほしい



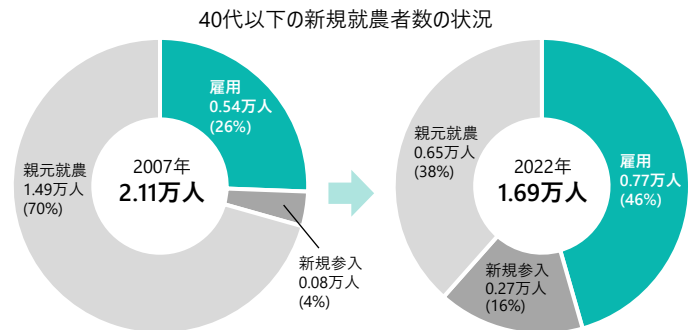
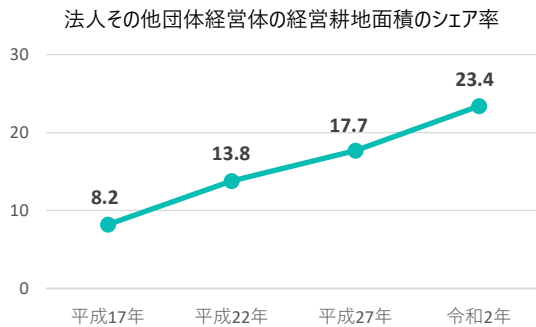
農業経営発展計画制度とは

農地所有適格法人が、**出資による提携事業者との連携措置**を通じた農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、**議決権要件の特例**(出資可能枠の拡大)を措置する制度です。

- ☑ 農地所有適格法人は **資金調達を拡充** できます
- ☑ 提携事業者は **経営参画・連携強化** できます

制度の背景・ねらい

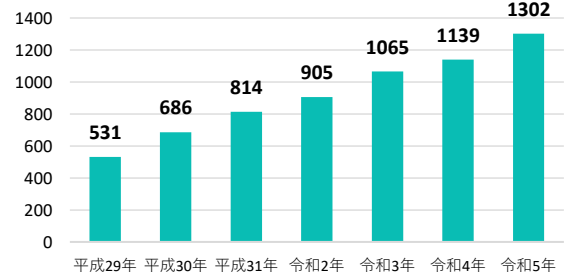
- 法人の経営耕地面積のシェア率は、経営耕地面積の約4分の1まで拡大し、40代以下の新規就農者数のうち雇用者の割合は、2022年では半数近くを占める等、農業法人が人や農地の受け皿として特に大きな役割を果たします。



- スマート農業や労働環境の整備、生産規模の拡大等のために更なる投資を進めるには、経営基盤の強化が必要です。なお、他産業の出資を受ける農地所有適格法人は増加傾向にあります。



農業関係者以外から出資を受けている農地所有適格法人数



活用メリット

農地所有適格法人のメリット

- 経営発展のために連携先企業の経験を導入できる
- 生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる
- 販路確保、取引量増大により経営基盤を強化する

提携事業者のメリット

- 国産原材料の安定調達
- お得意先における安定的な生産体制の構築
- 連携先の経営管理に企業ノウハウを活かす

申請者の要件

農地所有適格法人は、以下の要件を備える必要があります。

- 認定農業者として5年以上の実績があること
- 地域計画に位置付けられていること
- 農地の権利移転・転用、取締役の選解任の決定について、株主総会の特別決議(2/3の賛成)を要する旨が定款において定められていること

提携事業者の要件

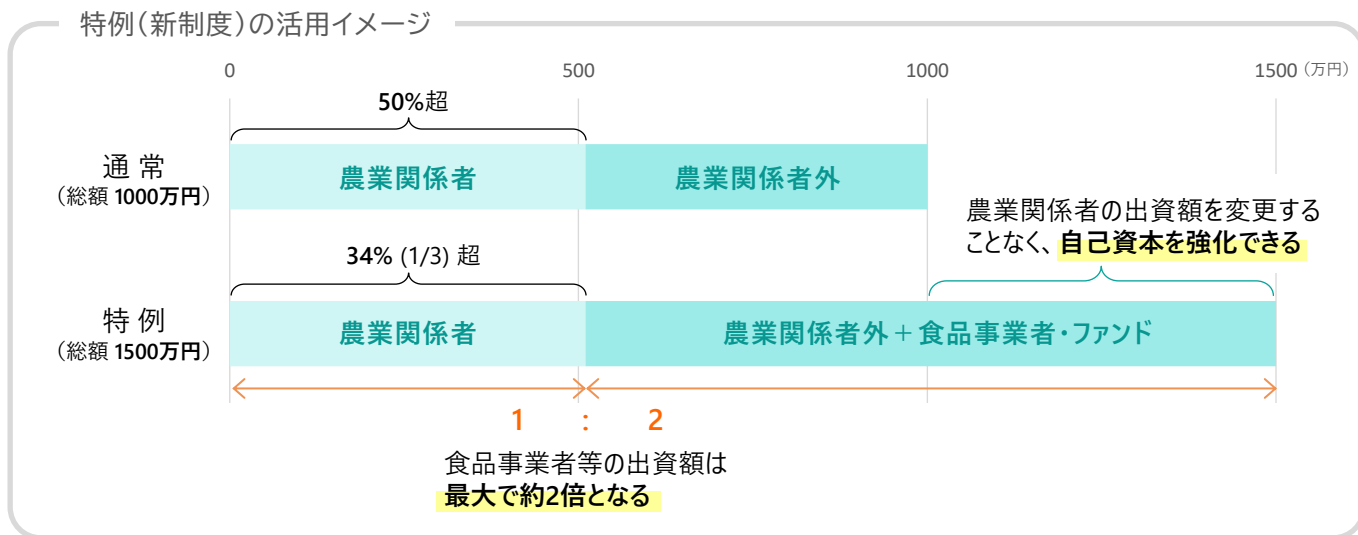
- 食品事業者(食品の製造、加工、流通、販売又は外食事業者)
- 投資円滑化法に基づく大臣の認定を受けている承認組合(ファンド)で、地方銀行、信用金庫・信用協同組合、食品事業者等が主導的な役割を果たすもの

議決権要件の特例

農地所有適格法人の議決権要件を特例的に緩和できるようになります。

【通常】農業関係者が過半数

【特例】農業関係者が3分の1超、かつ、提携事業者と農業関係者で過半数



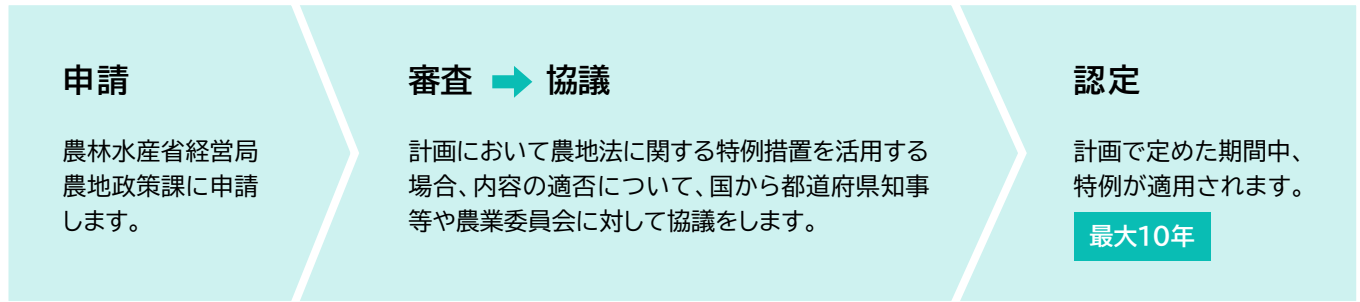
取組の例

計画の概要	- A農地所有適格法人が、B食品卸株式会社と資本及び業務において提携。 - ねぎの作付面積・生産量を拡大するとともに、ねぎをカットする加工場を整備。 - 規格外となるねぎをカットすることで付加価値のある商品として販売し、売上高及び収益性の安定的な向上を図る。
目標	[現状] 栽培面積5ha 生産量130t ➡ [目標] 栽培面積12ha 生産量260t
講ずる措置	- 近隣の農地7haを購入し、合計12haの畑地でねぎを栽培する。 - 面積拡大に伴い機械化一環体型の作型を導入する。

認定基準

- 地域計画の達成に資すること
- 計画に記載した目標を達成するための措置が農業に直接関連すること
(営農型太陽光発電は、対象に含まれません)
- 農地の全てを適正に利用、農地の権利移転・転用が計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- 取引の相手方が食品事業者である場合、相当程度の取引実績があること
(取引期間や取引量を総合的に勘案します) 等

認定の流れ



認定後の諸注意

- 計画を変更する際にも、農林水産大臣の認定が必要です
(新たに農地の権利移転・転用を行う場合を含みます)
- 毎年一回、国へ計画の実施状況を報告する必要があります
- 認定した法人の情報は、国・地方自治体間で共有します

Q&A

Q. 認定農業者の実績について、申請時点で5年の実績がないといけないのでしょうか。

A. そのとおりです。

Q. 複数の市町村にまたがって営農している法人は、全ての市町村の地域計画に位置付けられている必要がありますか。

A. 所有権等の権利を有する農地が所在する全ての地区において、地域計画に記載されている必要があります。

Q. 本計画に位置付けられた農地の権利取得・転用について、計画認定後、別途農業委員会へ農地法上の許可申請を行う必要がありますか。

A. 本計画の認定によって農地法上の許可があったものとみなされるため、農業委員会への許可申請手続は不要です。

その他のQ&Aはホームページに掲載しています

本制度は、令和7年春から受付予定です。

農業経営発展計画制度の
詳細はWebサイトへ

担当

農林水産省 経営局 農地政策課

TEL(直通)：03-6744-2153

E-mail：hattenkeikaku@maff.go.jp

URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/241017.html

